

フラタナ



＊学校教育目標＊

夢を持ち 自ら学ぶ
やさしい子の育成

弓削小学校 学校便り 第5号
令和8年 7月 17日 発行

長い夏休みを有意義に

4月に新しい学年としてスタートして3か月。1年生は小学校に慣れるのに大変だったと思います。でも、上学年やおうちの方・地域の方に支えられ、「小学校は楽しいよ。」と言ってくれるているようです。2・3年生は勉強をしっかりと頑張り、考える力が伸びました。高学年は、縦割り班リーダーを務めたり、委員会で活躍したりして、ますますたくましくなりました。どの学年の児童も、3か月間よく頑張りました。

さて、明日から夏休みです。ご家庭の中で目標を決め、日々のできごとを楽しみながら、有意義にお過ごしください。少しのんびりしたり、したことを家族から認められたりすると、子どもたちは心の充電ができます。

2学期の始業式をみんなで元気に迎えましょう。



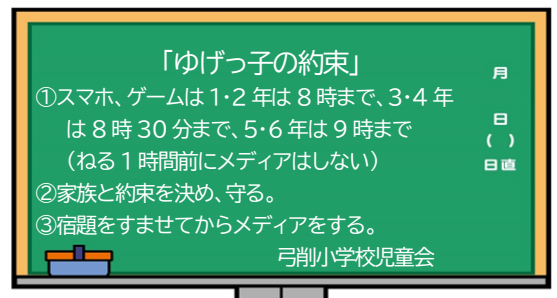
『弓削っ子の約束』スマホ・ゲームについて見直そう



今年度も、運営委員会（児童会）が『弓削っ子の約束』について、全校に向け提案してくれました。弓削小学校の子どもたちも、全国的な傾向同様、ゲーム・動画視聴時間が長時間化しており、健康や学習の問題を懸念しています。

自由時間が多くなる夏休みは、ケジメのない使用に注意が必要です。小学生の課金問題・ネット依存症も社会問題になっています。ご家族で現在の使い方を話してしてみてください。

児童が授業で学習した「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」を個人懇談でお渡しします。家族でルールを決め、ルールを守るために話し合ったり、ゲームやスマホの楽しさに置き代わる体験活動をしたりするなどして、ご家庭に合わせた仕掛け作りをお願いします。



6～7月も、たくさんの学習を行いました

全校 着衣水泳

5・6年生 校内水泳記録会

1・3年生 ALSOK 安全教室

全校「図書集会／保健集会」

2年生 きゅうり収穫体験

読み聞かせ／ブックトーク

4年生 クリーンセンター見学発表

3・6年チャレンジ・フェスへご 参加ありがとうございました

課題解決型学習「PBL」に弓削小学校では取り組んでいます。前期は学年ごと、後期は縦割りチームで「久米南町を幸せいっぱい町へ」を探索していきます。1学期は3・6年生がイベント発表しました。2学期チャレンジ・フェスの取り組みもお知らせしますので、ご協力をお願いいたします。



3年生 会場の様子



6年生 会場の様子

10月の主な行事

3日(土) 運動会
13日(火) 集金日
15日(木) 2年合同授業
16日(金) 5年社会見学(お弁当)
16・17日(金・土) 6年生修学旅行
19日(月) 6年生振替休業日、4・5年短縮5校時
22日(木) 全校5時間授業・科学研究発表会
23日(金) 1年合同授業
26日(月) 4～6年短縮5校時
27日(火) 5年合同授業
29日(木) 4年合同授業
30日(金) 3年合同消防署見学

学校評議員会を開催しました

弓削小学校のより良い教育のため、今年度も学校評議員の皆様からご意見をいただき、学校運営に活かします。また、評価もしていただきます。今年度は久米南町教育委員会より5名の方が委嘱されています。よろしくお願いいたします。

河原 重義 様
田中 寿 様

杉山 正之 様
山本 正樹 様

横部 敏明 様

8・9月行事予定



日	曜	校 内 行 事	給食	下校時刻
26	水	夏休み最終日		
27	木	始業式	×	11:20
28	金	給食開始 短縮4校時	○	13:25
29	土			
30	日			
31	月	短縮4校時	○	13:25
1	火		○	〃
2	水		○	〃
3	木		○	〃
4	金	5・6年生スマホ安全教室	○	〃
5	土			
6	日			
7	月	委員会	○	通常
8	火		○	〃
9	水		○	〃
10	木	集金日	○	〃
11	金		○	〃
12	土			
13	日			
14	月	運動会練習開始	○	通常
15	火		○	〃
16	水		○	〃
17	木		○	〃
18	金	読み聞かせ(3・4年) 教育相談:午後	○	〃
19	土	(久米南中体育祭)		
20	日			
21	月	敬老の日		
22	火	国民の休日		
23	水	秋分の日		
24	木		○	〃
25	金		○	〃
26	土			
27	日			
28	月	委員会	○	通常
29	火		○	〃
30	水	運動会予行 短縮4校時	○	13:25
		生活目標	時間を守ろう。元気にあいさつをしよう。	
		保健目標	けがに気を付けよう。(けがの予防・手当て)	
		安全目標	けがをしないように運動しよう。	

8月10日～16日は、学校が閉庁しています。緊急の連絡が必要な場合は、役場にご連絡ください。

